

告 示

埼玉県病院事業告示第十号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年八月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業告示第六号の一部を改正する告示

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正する。

表セカンドオピニオン（診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見）料金の項中「一〇、九〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「五、四五〇円」を「五、六〇〇円」に改め、家族性乳がん・卵巣がんの遺伝子検査の料金の項中「五、四〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一七〇円」を「三三〇円」に改め、乳がん予後予測遺伝子検査の料金の項中「九、二八〇円」を「九、四六〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に。「七八〇円」を「八一〇円」に改め、遺伝性腫瘍遺伝学的検査の料金の項中「五、四〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一七〇円」を「三三〇円」に改め、脳ドックの料金の項中「四三、二〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、胃がん検診（胃内視鏡検査であって、熊谷市が行うものをいう。）の料金の項中「一五、四五四円」を「一五、七五五円」に改め、大腸がん検診（便潜血検査であって、熊谷市が行うものをいう。）の料金の項中「一、一八八円」を「一、二一〇円」に改め、肺がん（結核）健診（熊谷市が行うものをいう。）の料金の項中「五、三五九円」を「五、四六四円」に、「八、九八八円」を「九、一六〇円」に改め、肺ドックの料金の項中「二七、〇〇〇円」を「二七、五〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五〇〇円」に改める。

附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。